



# いはらき 宅建

No. 146

2023.9月

## CONTENTS

ハトサポのご案内	2-3
支部研修会実施報告	4-5
法定研修会実施報告/ 令和6年宅建試験お申込について	6
紙上研修動画キャンペーン/ 協会へ変更届を提出ください	7
判例紹介—正当事由と立退料—	8-9
賃貸管理入会キャンペーン	10
国土法／110番のお店	11
新規入会者紹介	12



土浦市 土浦全国花火競技大会  
© 土浦全国花火競技大会実行委員会



高萩市 花貫溪谷の紅葉



宅建協会会員業務支援サイト

# ハトサポのご案内

昨年9月にリリースされた「ハトサポ BB」は、宅建協会会員だけが利用できる新たな不動産情報流通システムの総称です。ハトサポ BB は、会員間で不動産情報を共有する「ハトサポ BB サイト」や、一般公開サイト「ハトマークサイト」などで構成されています。

システムを中心をなす「ハトサポ BB サイト」では、会員間で物件情報を共有するための便利な機能を備える他、不動産業務の入口から出口までを一気通貫でサポートする多彩な機能をご用意しています！実はそんな便利な機能を知らない会員の方もいらっしゃるというご意見をいただきました。今回はそんな多彩な便利機能の一部について紹介させていただきます。

## ハトサポ BB ハトサポ内見予約

登録  
ご利用

0円

ハトサポ内見予約は、  
無料でご利用いただけます

**24時間365日**  
いつでも内見予約

内見業務が  
**Web上で完結!**  
電話・FAXのやり取りから解放されます

元付側業者の受付設定も簡単!  
**内見自動承認も可能**です

元付側業と客付側業者の対話も  
**チャット機能**がサポート!  
カギ情報の伝達もスムーズです

## ハトサポ内見予約とは？

「ハトサポ内見予約」は、内見申込（客付側業者）や内見受付（元付側業者）の双方の業務を、Web 上で行うことができる便利な機能です（利用料は無料です）。

客付側の業者は、内見希望の物件から希望日時、希望者属性、担当者等を入力して、Web で申込むだけ。内見申込を受けた元付側の業者は、Web 上で内見承諾すれば、内見受付が完了（内見予約が入るとメールでお知らせ）。

客付側と元付側の業者間での、内見予約に関する紙や電話による煩雑なやり取りから解放されます！

### 客付側の業者さま 内見申込の手続きをより便利に！

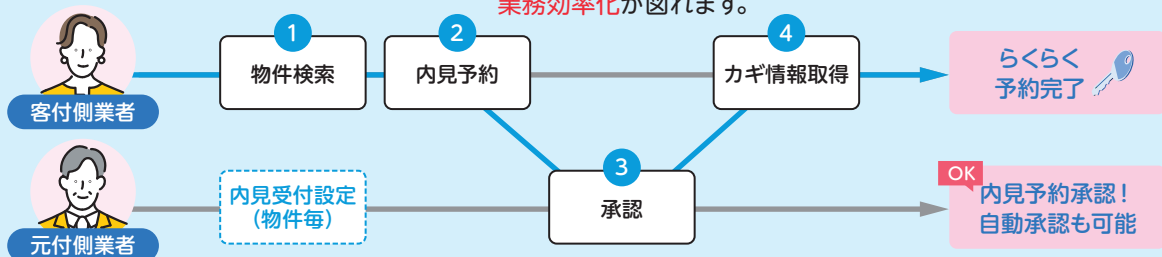
- お客さまの都合にあわせてすぐ内見予約がしたい
- 元付側業者との営業時間等に拘束されず予約したい
- 元付側の業者との対話記録を残しておきたい
- 簡単・無料で使いやすい内見予約機能がほしい

### 元付側の業者さま 内見受付の業務の手間を解消！

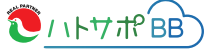
- 客付側業者さまからの内見受付の業務が大変
- カギ情報のやり取りが手間
- 営業時間外や定休日にも内見を受け付けたい
- 客付側の業者との対話記録を残しておきたい
- 簡単・無料で使いやすい内見受付機能がほしい

### 業務の流れイメージ

「ハトサポBBサイト」上で、客付側業者さまと元付側業者さまの内見申込・受付の手続きが完了することで業務効率化が図れます。



# ハトサポ キャンペーン 実施中



マルチポータル

データ連携月額費用

半額

キャンペーン実施中!!

全宅連が提供するハトサポBBから民間ポータルサイトへ物件情報を連携できる有料オプション「マルチポータル（民間ポータル連携）機能」について、この度マルチポータル機能利用者の費用負担軽減とハトサポBBの利用促進の観点から、マルチポータル機能のデータ連携月額費用（全宅連へのお支払い分）を一定期間半額でご利用いただけるお得なキャンペーンを下記の通り実施致します。是非この機会に大手民間ポータルサイトにワンストップに出稿できる「マルチポータル」をご利用下さい。

## ハトサポ BB 物件登録システム



■キャンペーン概要／マルチポータル機能のデータ連携月額費用（全宅連へのお支払い分\*）の単価「2,200円（税込）」がキャンペーン期間中は半額となります。【現在の月額価格】2,200円（税込）× 連携種類数 ⇒ 【キャンペーン価格】1,100円（税込）× 連携種類数 ※データ連携先ポータルサイトへお支払分の月額費用は本キャンペーンの適用対象外となりますのでご注意ください。

■キャンペーンのお申込について／本キャンペーンへのお申込みは不要です。ハトサポ BB マルチポータル機能の利用会員様は自動的にキャンペーン価格が適用されます。

キャンペーン期間

2023年4月分～2024年3月分の月額費用が対象

期間限定

電子契約システム



はじめて

キャンペーン実施中!!

全宅連が提供する電子契約システム「ハトサポサイン」について、利用促進を目的とした期間限定の「はじめて」キャンペーンを2024年3月31日までの期間限定で実施しております。まだ、電子契約をご利用されたことがない方はこの機会に是非導入をご検討下さい。

安い

利用料が  
圧倒的に安い!

- ☑月額基本料金ゼロ!
- ☑使った分だけ利用料を支払う従量課金制!

宅建協会会員限定の特別価格で利用可能



操作が簡単!



直感的な操作で、簡単!使いやすい!

簡単

■キャンペーン概要／①キャンペーン期間中に電子契約システム「ハトサポサイン」の電子契約チケット（10回分以上）を「はじめて」ご購入いただいた会員に、電子契約チケット5回分を無料で付与します。②既にキャンペーン開始前に電子契約チケット（10回分以上）の初回購入をされた会員に対しても本キャンペーンが自動的に適用され、電子契約チケット5回分が無料で付与されます。※本キャンペーンはハトサポID1につき1回だけ適用となります。

安心

導入企業数No.1のGMOサインとシステム連携!  
安心して利用できる電子契約システム



電子印鑑なら  
GMOサイン

■キャンペーンの詳細ページまでの導線／①ハトサポTOPの「ハトサポサイン」をクリック ②「よくわかる電子契約とハトサポサイン」ページが表示されます。③「ハトサポサインご利用はこちら」をクリック ④「サービス・費用について」ページが表示され、キャンペーンの内容をご覧いただけます。

キャンペーン期間

2024年3月31日(日) 23:59まで

支部  
主催

# 支部研修会実施報告

茨城県宅建協会では、支部活動の一つとして、会員研修会を実施しております。支部では、会員の皆様の業務の助けとなるようなテーマを厳選し、準備しております。



## 県北支部

### 第1回研修会

R5.7.21 / 日立地区産業支援センター

「心理的瑕疵に関する裁判例について」

「国土交通省「宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン」について」

「宅地造成及び特定盛土等規制法について」

講師：(一財)不動産適正取引推進機構  
調査研究部 上席研究員 中戸康文氏



## 土浦・つくば、県南、牛久・竜ヶ崎、石岡支部

### 4支部合同会員研修会

R5.7.29 / つくば国際会議場

「犯罪収益移転防止法に関する書類の作成について」

講師：(公社)茨城県宅地建物取引業協会  
事務局長 鈴木淳一氏

「賃貸及び売買に関する紛争事例」

講師：深沢綜合法律事務所  
弁護士 大川隆之氏

「賃貸管理物件における相続時の対応」

講師：武市法律事務所 弁護士 武市吉生氏



## 鹿行支部

### 第1回支部研修会

R5.8.4 /かみす防災アリーナ

「ハトサポ活用及びweb書式入力作成方法」

講師：(公社)茨城県宅地建物取引業協会  
浅野健仁氏

「民法改正について」

講師：亀田法律事務所 弁護士 亀田哲也氏



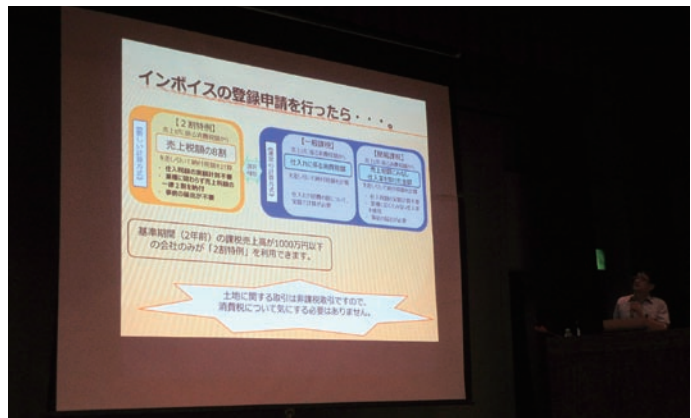
## 古河・岩井支部

### 第1回支部研修会

R5.8.8 /ユーセンターKI防水 (ユーセンター総和)

「待ったなし!! 令和5年10月から始まるインボイス制度&不動産業の方が知っておきたい税金の話」

講師：榎原公認会計士事務所  
公認会計士・税理士 榎原英治氏



## 水戸支部

### 第1回支部会員研修会

R5.8.22 /ホテルレイクビュー水戸

「ひたちなか市土採取事業及び土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例」

講師：ひたちなか市役所経済環境部環境政策課  
主幹 本多俊行氏

「令和5年度税制改正/インボイス制度・電子帳簿保存法など」

講師：税理士法人 AOI 公認会計士・税理士  
井上雅裕氏



# 令和5年度 第1回法定研修会を実施しました

県内4会場において、第1回法定研修会を開催いたしました。新型コロナウイルスの影響も少なくなり、コロナ禍以前の日常を取り戻しつつある中、こうして多くの会員の皆様のご出席を賜ることができ、本当にありがたく存じます。

この数年で、あらゆる分野・場面において電子化やデジタル化が進みました。それは宅建業においても例外ではありません。時の情勢や流れを踏まえ、今後も実務に役立つような研修会を実施してまいりたいと考えております。



## 研修内容

- ① 「宅地建物取引業と人権について」 講師：茨城県人権啓発推進センター 担当官
- ② 「不動産広告について」 講師：(公社)首都圏不動産公正取引協議会 担当官
- ③ 「令和3年度民法・不動産登記法改正・相続土地国庫帰属法について」  
講師：司法書士 中村慎一氏 (茨城司法書士会会長)

水戸会場：8月29日(火) 水戸プラザホテル

筑西会場：9月19日(火) ダイヤモンドホール

つくば会場：9月14日(木) つくば国際会議場

鹿嶋会場：9月26日(火) 鹿島セントラルホテル

## 令和6年度から宅建試験お申込み期間が変わります!(予定)

毎年、(公社)茨城県宅地建物取引業協会が協力機関として実施しております宅地建物取引士資格試験ですが、令和6年度のお申込み期間が変更されることが公表されました。

下記の通り、郵送でのお申込み期間を早め、インターネットお申込み期間を延長する変更を行う予定です。

項目	令和5年度以前	令和6年度お申込み期間	令和6年度以降
郵送申込	7月上旬～下旬	7月1日(月)～16日(火)(予定)	7月上旬～中旬
インターネット申込	7月上旬～中旬	7月1日(月)～31日(水)(予定)	7月上旬～下旬

※令和5年9月1日に(一財)不動産適正取引推進機構 HP <https://www.retio.or.jp/> にて掲載されております。

※令和6年度試験の確定日程につきましては、令和6年6月7日に公表予定です(官報公告と推進機構HP)。

# Web研修動画のご案内

会員業務支援コンテンツとして、「ハトサポ」では、研修動画を配信しています。

重要事項説明書等の書式に関する不動産実務に即した内容のほか、基礎知識からトラブル事例の解説、最新の法令の新設、改正等の情報などを動画でわかりやすく習得できる内容となっております。

動画  
ラインナップ

< 紙上研修動画 >

- ・実務に役立つ！令和5年度土地・住宅税制改正のポイント
- ・初めて取扱う賃貸物件仲介時の留意点

< ハトサポオンラインセミナー >

- ・宅建業者必見！省エネ住宅の新基準～省エネ適合住宅いよいよ義務化へ～
- ・業法改正からもうすぐ1年！みんなが知りたい電子契約～全宅連顧問弁護士とGMOが解説～

現在、紙上研修動画の視聴キャンペーンを実施中です。この機会にどうぞご利用ください。

<https://www.hosyo.or.jp/lp/kensyu/>

6本の動画を見てクオカードを当てよう!

紙上研修動画  
視聴キャンペーン!!

今、知っておきたい情報を 約10分/

スキマ時間で 動画を見て 学べる!

## 変更届をご提出ください

宅建業者に次の事項の変更があった場合、宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書（様式第3号の4）により、変更があった日から30日以内に免許管轄行政庁へ届け出て下さい。

変更の届出が  
必要な事項

- ①商号又は名称 ②代表者又は個人 ③役員  
④事務所 ⑤政令第2条の2で定める使用人 ⑥専任の宅地建物取引士

上記変更が生じた場合は、（公社）茨城県宅地建物取引業協会・（公社）全国宅地建物保証協会茨城本部・茨城県宅建政治連盟へ変更届を提出する必要があります。まずはご所属の支部事務局へご連絡ください。

変更事項	届出先	茨城県 建築指導課	ご所属支部	
商号又は名称		○	○	変更届の添付書類として、行政庁へ提出した変更届の写しが必要です。 (行政庁の受付印必須) 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書第一面と、変更箇所の記載されたページのみご提出ください。
代表者又は個人		○	○	
役員		○	×	
事務所所在地（本店・支店）		○	○	
支店名称		○	○	
政令使用人		○	○	
専任の宅地建物取引士		○	○	
従業者		×	×	

※レインズ・ハトサポ・ハトマークサイト等の会員情報は、協会に変更届を提出されませんと更新されませんので、ご注意ください。

書類作成に関する  
お問い合わせ

茨城県土木部建築指導課 監察・免許グループ  
（公社）茨城県宅地建物取引業協会

029-301-4722  
029-225-5300



## — 正当事由と立退料 —

# 築 50 年のアパートの立ち退きについて、家賃 6 か月分の立退料をもって貸主の正当事由が認められた事例

築 50 年超のアパートの貸主が、借主に対し、建物の老朽化、以前に賃貸契約が終了することに合意したことを正当事由として、立ち退きを求めた事案において、家賃 6 か月分の立退料を支払うことを補完的事由として立ち退きが認められた事例  
——(東京地裁 令和 3 年 12 月 14 日判決 ウェストロー・ジャパン)

### 1 事案の概要

X の父は、平成 12 年 8 月、Y に対し、本件建物（昭和 43 年 7 月建築、2 階建て木造アパート）を、賃貸期間同日から平成 14 年 8 月までとの約定で賃貸（賃料月額 4 万 3 千円、共益費 2 千円）し、本件建物を引き渡した。賃貸借契約は 2 年ごとに 4 回更新され、平成 20 年 7 月に最終の賃貸借契約書を締結し、それまでの契約書にはなかった特約事項として「契約更新は今回限りとし、更新期間満了とともに賃貸借契約は終了する」と定めた。Y は、契約書記載の期間満了日である平成 22 年 8 月より後も本件建物に居住し続けたため、本件賃貸借契約は、期間の定めのないものとなった。Y は、賃貸人から賃料と共益費の支払いを拒絶されたため、平成 22 年 9 月以降、同年 8 月分以降の賃料と共益費を供託し続けていた。

その後、平成 31 年 3 月に、X が本件アパートの所有権を相続した。

#### 【本件アパート等について】

・ X は、平成 29 年 10 月、建築設計事務所に対し、本件アパートとその隣の建物を取り壊して駐車場にした場合の設計図の作成を依頼し、8 台の自動車を駐車した場合のレイアウト図を受領し

た。本件アパートと隣接する建物を解体する場合、X は、これを支払うに十分な流動資産を保有している。

・ X は、令和 2 年 8 月、建築会社に対し、建築計画を依頼し、鉄筋コンクリート造 5 階建て 12 戸の計画を提案された。


・ X は、令和 3 年 5 月、一級建築士事務所に対し、本件アパートの耐震診断を依頼したところ、1 階部分は倒壊する可能性が高い、2 階部分は倒壊する可能性があるとして診断された。主な原因は、耐力要素の不足であり、これを改善するためには、既存の壁を耐力壁仕様にすると同時に、耐力壁周りの接合補強を行ったり、屋根の棧瓦を金属板葺きに変更し、建物重量を軽減する方法を検討する必要がある報告を受けた。X は、本件アパートの 2 階の共用廊下の床が落ちないように、下から支柱で支えるなどの応急的な手当てを行った。

#### 【本件アパートの入居状況について】

・ 平成 18 年の時点において、満室であったが、平成 31 年 3 月から Y のみ入居している状況であった。

X は、令和 2 年 8 月、Y に対し、本件賃貸借契





約の解約を申し入れたが、Yが、本件建物の占有を続けたことから、令和3年3月、建物老朽化、建物利用状況（賃借人がYのみであるという状況が継続しており、収益性が著しく悪化していること）、予備的に立退料として、賃料と共益費の合計額の6か月分に当たる27万円又は裁判所が相当と認める金額の立退料の支払を申し出ることによって、本件訴えを提起して、Yに対し、本件建物の明渡しを求めた。

## 2 判決の要旨

裁判所は、次のように判示して、Xの請求を認めた。

（解約申入れの相当の事由の有無について）

本件アパートは、建築から50年以上が経過し、倒壊することも懸念される建物であることが認められる。また、本件アパートに入居している賃借人がYのみであるという状況が継続しており、収益性が著しく悪化していることも併せて検討すると、現時点では、Xが主張する低層マンションの建築の見通しは不透明であるものの、本件アパートと隣接する建物を解体して駐車場にすることによって、上記の問題点を解決することは十分な合理性があり、Xにおいてその計画を実行することができる資力を有していることも認められる。したがって、Xにおいては、明渡しを求める必要性が相当程度高いと認められる。

他方、Yは、30年以上にわたり、本件建物を住居として使用しており、70歳を超える高齢であることも併せ考えると、引き続き本件建物において居住を継続する必要性が高い。

ただし、Yは、契約更新は今回限りとする旨の合意を含む平成20年7月付けの賃貸借契約書に署名押印しているところ、同契約書における賃貸期間の終期から10年以上も本件建物の使用を継続しているのであるから、引き続き本件建物にお

いて居住を継続する必要性は、相対的に低下していると認められる。

（結論）

以上の通り、Xにおいて、本件建物の明渡しを求める必要性は相当程度高い。他方、Yにおいて本件建物の使用を継続する必要性が相応に存する。したがって、Xの解約の申入れに直ちに正当の事由があるとまでは認め難いものの、本件建物の明渡しによって引越し等を余儀なくされるというYの不利益は、Xがその不利益を一定程度補うに足りる立退料を支払うことによって補完することが可能であり、これにより、Xの解約の申入れに正当の事由が認められる。そして、立退料金額は、上記の認定及び本件の一切の事情を勘案すると、本件建物の1か月分賃料及び共益費の合計額6か月分（27万円）が相当である。

## 3 まとめ

本件は、建物の耐震性に問題がある建物について、立退料として家賃6か月分で立ち退きが認められた事案である。

借地借家法28条では、貸主による解約の申入れは、貸主及び借主が建物使用を必要とする事情の他、賃貸借に関する従前の経過、建物の利用状況、建物の現況、貸主が建物の明渡しの条件として又は建物の明渡しと引換えに建物の借主に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当の事由があると認められる場合でなければすることができないと定められている。

本件と同様に、耐震性に問題があるとされたが、立退料の支払いによって正当事由が認められた事例として、（東京地判平25.1.15 RETIO91-80）があるので参考とされたい。

（調査研究部調査役）

令和3年6月に 賃貸住宅管理業法 が全面施行

# 『全宅管理』が適正な管理業務をサポートします!

「住まう」に、  
寄りそう。



ご入会のメリット

・修繕/原状回復 ・家賃滞納 ・騒音問題  
・インボイス ・管理戸数の増やし方 等、  
様々な内容をご用意

本会のサポート事業詳細  
についてはこちら



1 現行法に則した  
書式だろうか

最新の法律に対応  
した各種契約書式  
の提供  
(250種以上)

2 管理物件でのト  
ラブルを相談し  
たい

賃貸管理に精通し  
た弁護士による電  
話法律相談

3 忙しくて最新情  
報を更新できな  
い

会報誌やホーム  
ページでの賃貸管  
理に関する最新情  
報の提供

4 仕事でセミナー  
に参加できない

インターネットセ  
ミナー  
(750タイトル以上  
視聴可能)

5 信頼できる企業  
のサービスをお  
得に利用したい

クラウド型賃貸管  
理ソフトなど各種  
提携企業商品の会  
員価格での利用

チャンス!

## 入会金無料のチャンス!

全宅管理に入会するには下記が必要ですが、

入会金 ~~20,000円~~ ▶

0円

宅建協会  
現会員

全宅管理サポーター制度!

入会申込書(サポーター制度用)を提出  
すると入会金が無料となります。

+  
年会費 **24,000円**  
(月額2,000円 × 12ヶ月分)

ご入会  
の  
手続き

- 1) 入会申込書に必要事項を記入頂き、本会宛に郵送またはファックス (FAX: 03-5821-7330) にてご送付下さい。
- 2) 入会申込書の到着が確認できましたら、年会費のお振込み等、その後のお手続きについてご連絡いたします。

全宅管理ご入会ご希望の方は、全宅管理茨城県支部  
(宅建協会本部内 029-225-5300) までご連絡下さい。  
入金申込書(サポーター制度用)をお送り致します。



## 一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3

ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問合せください。

お問い合わせ

TEL: 03-3865-7031  
FAX: 03-5821-7330

<https://chinkan.jp>

全宅管理

検索



土地は貴重な資源であり、私たちの生活や企業活動にとって不可欠な基盤です。そのため国土利用計画法では、土地取引の届出が義務付けられています。

売買などにより一定面積以上の土地の権利を取得した方は、契約締結日を含めて2週間以内に、土地の所在する市町村への届出が必要になりますので、周知についてよろしくお願ひします。

## 1 届出の必要な面積

【市街化区域】	2,000 平方メートル以上
【市街化区域以外の都市計画区域】	5,000 平方メートル以上
【都市計画区域外の区域】	10,000 平方メートル以上



## 2 届出の必要な取引

- ・ 売買
- ・ 一時金を伴う地上権、賃借権の設定又は譲渡 等
  - ※農地の取引（農地法第5条第1項 農地転用）の場合を含みます。
  - ※上記契約の予約である場合や、停止条件付、期限付、買戻特約付契約である場合も含みます。
  - ※一時金とは、地代不払い等の場合に担保とされる敷金や保証金等ではなく、権利金や礼金のようなものを指します。

## 3 問い合わせ先

茨城県政策企画部地域振興課 029 (301) 2619

茨城県 HP <https://www.pref.ibaraki.jp> より、サイト内検索



# 子ども・レディースを守る 110 番の店 地域で安全を守る活動にご参加ください!

子ども等が「誘拐や暴力、痴漢」など何らかの犯罪等の被害に遭った、あるいは遭いそうになると「子ども・レディースを守る 110 番の店」に助けを求めてきた時、その子どもを保護し、直ちに 110 番通報等により警察へ連絡するなど地域ぐるみで子どもたちの安全を守るボランティア制度です。

対象は、幼・小・中学生に限らず高校生や女性・高齢者を含めています。

ご賛同いただける会員様は、事務所入り口等に右の 110 番の店ステッカーを掲示し、110 番の店であることを周知ください。

### 活動内容

- ★犯罪等の被害に遭い、または、遭いそうになって救助を求めてきた子ども等の保護
- ★事件・事故の発生を認知した時の 110 番通報
- ★日常生活の中で、近所に子どもたちが被害に遭いそうな危険な箇所等を発見した場合の連絡

泣いている子ども等を保護した際は、「大丈夫」と伝えて、安心させてください。一人で帰らせたりせず、警察官の到着を待つようにしてください。



# 新入会員紹介

(R5.2.1 ~ R5.8.31)

支店名	最新免許年月日				商号	代表者	政令使用人	住所	TEL	FAX
	1	知	7539	R05.01.16						
水戸	1	知	7539	R05.01.16	(株)ZUO	五十嵐勇哉		311-4152 水戸市河和田町 3-2329-1	029-303-8711	029-303-6414
	1	知	7543	R05.02.28	かつら開発	吉原 桂一		312-0052 ひたちなか市東石川 3-14-2	090-1555-3233	029-285-5320
	1	知	7547	R05.03.06	(株)住まいる	吹野 庫造		312-0062 ひたちなか市高場 1852-3	029-271-3544	029-222-3396
	1	知	7553	R05.04.06	(株)ジャスト	高津 正義		319-2144 常陸大宮市泉 158-1	0295-52-1755	0295-52-1835
	1	知	7554	R05.04.20	(株)日章開発	若林 正樹		310-0911 水戸市見和 2-846	029-353-7777	029-353-7037
	1	知	7559	R05.05.18	篠崎エステート(同)	篠崎 朋子		312-0017 ひたちなか市長堀町 1-3-3	090-4752-9468	
	1	知	7563	R05.05.22	IIK(株)	石川 実		319-2143 常陸大宮市根本 297-1	0295-55-8829	0295-55-8829
	1	知	7567	R05.06.15	(株)リアルステージ	円谷 智和		312-0044 ひたちなか市元町 3-11	029-212-5083	029-212-5084
土浦・つくば	6	知	5747	R05.05.14	(株)セーフティライフ つくば本社	関 浩一	八島 弘夫	305-0818 つくば市学園南 1-3-1	029-886-5040	029-869-8836
	1	知	7366	R02.08.25	(株)JOB HOPE 阿見荒川沖店	梶岡 博樹	トマイン富士子	300-1152 稲敷郡阿見町荒川本郷 1334-24 アラリスモールB-5	029-875-6880	050-3094-8624
	1	知	7366	R02.08.25	(株)JOB HOPE 土浦店	梶岡 博樹	落合 剛	300-0051 土浦市真鍋 1-1-8	029-828-7433	050-3094-8080
	1	知	7540	R05.02.09	ニューライフ不動産(株)	野原 務		305-0817 つくば市研究学園 3-11-20	029-819-0563	029-855-0564
	1	知	7545	R05.03.07	(株)DJエステート	照井 寛		305-0817 つくば市研究学園6-49-5 DJ研究学園	029-863-2255	029-863-2256
	1	知	7549	R05.03.10	みやもと不動産	宮本 達哉		315-0064 かすみがうら市大峰 184	0299-59-2727	0299-56-7001
	1	知	7558	R05.05.18	一三地所(株)	渡邊 麗香		305-0034 つくば市小野崎 303-17	029-863-3311	029-863-3319
	1	知	7568	R05.06.23	松浦不動産	松浦 俊弥		300-0331 稲敷郡阿見町阿見 3038-3	029-888-2381	029-888-2382
県南	1	知	7570	R05.06.23	ヨシムラ企画(株)	吉村 功		300-3264 つくば市篠崎 953-3	029-802-6523	029-802-6523
	2	知	7152	R04.02.22	(株)仁成不動産 守谷支店	篠崎 紀仁	篠崎 紀仁	302-0110 守谷市百合ヶ丘 2-4800-2	0297-44-5242	0297-44-5243
県西	1	知	7555	R05.05.02	(同) 白布エステート	岩間 一久		300-1512 取手市藤代 591-5	0297-83-8257	050-3146-1721
	1	知	7323	R01.12.25	(株)レスデコホーム 桜川支店	沖村 鋼郎	軽部 幸子	309-1223 桜川市鞆田 441-1	0296-71-5369	0296-73-6039
	1	知	7366	R02.08.25	(株)JOB HOPE 常総店	梶岡 博樹	池田 吉雄	300-2706 常総市新石下 207	0297-44-5413	050-3094-8082
	1	知	7551	R05.03.30	フジ・ホーム	野本 芳秋		300-2705 常総市豊田 3303	0297-42-1238	0297-42-1268
	1	知	7552	R05.03.30	(株)池田工務店	池田 均		307-0001 結城市結城 9593	0296-32-9861	0296-33-3990
	1	知	7566	R05.06.13	さくら土地開発(同)	二宮 正志		309-1246 桜川市高森 977-1	0296-58-8078	
鹿行	1	知	7533	R04.12.09	(株)GLOBAL CARE	朝来野陽介		311-1406 鉾田市田崎 777-4	0291-32-7477	0291-32-7487
	1	知	7535	R04.12.20	(株)丸江建設	江口 由将		311-1523 鉾田市串挽 2080-6	0291-37-6006	0291-37-6012
古河・吉井	1	知	7564	R05.05.29	(株)TY総研	吉田 友彦		306-0113 古河市谷貝 883	0280-79-1111	0280-79-1112
	1	知	7572	R05.07.03	おしどり不動産	小野木一晴		306-0515 坂東市沓掛 4237-1	0297-38-4815	0297-38-4815
県北	2	知	7174	R04.06.22	(株)エスディーエル ツバメ不動産	吉田 君和	宇佐美俊郎	319-1414 日立市日高町 1-24-4	0294-59-3640	0294-59-3641
	1	知	7562	R05.05.22	(株)S&K	海津 哲広		317-0072 日立市弁天町 1-11-5	080-1103-6063	0294-59-3375
石岡	7	知	5216	R04.02.10	(有)ランドワークス 石岡店	鴛田 台弘	渡辺 春美	315-0013 石岡市府中 1-1-1 カワムラビルB号室	029-350-1588	029-246-0368
	1	知	7573	R05.07.10	SUN(株)	関川 恵一	藤田 雅俊	309-1715 笠間市湯崎 1243-22	0296-71-8531	0296-71-8532